

人権と民主主義・教育と自治を守る高知県共闘会議からの申し入れ
(2015年7月14日付け) に対する回答

(団体)

差別とは断定できない言動を「差別事象」扱いして公表することを改めること。

(県)

どういう意図でそういう言動をしたのか、ということはケースバイケースであり、その判断も難しいとは思いますが、相手を蔑むために発言することや差別を助長する行為は「差別事象」にあたると思っています。

(団体)

誰が何の目的で行ったか不明である、「落書き」や「インターネットの書き込み」を「差別」扱いして取り上げることが止めること。

(県)

相手を蔑むために書かれた内容や差別を助長する内容であれば、「差別事象」にあたると思っています。

(団体)

中学・高校における賤称語を使った言動を「差別」として取り上げることが止めて、教育課題として学校の対応に任せること。

(県)

児童・生徒に係る事案については、個々のケースに応じて学校現場が主体的に判断した上で県教委に報告され、人権課に情報提供されていると理解しています。

(団体)

行政対応によって「特別な地域」であることがわかるような対応をやめ、一般行政で行うこと。

(県)

県は、同和問題については、地対財特法失効後、地域や人を特定せずに、行政課題ごとに一般対策として施策を実施しています。

市町村のことは、それぞれの市町村が主体的に対応しており、見解を申し上げる立場にはないと考えます。

(団体)

ヘイトスピーチ、パワハラ、モラハラ、マタハラ、セクハラ、障害者差別などがマスコミでも取り上げられている。しかし、これらに対する対応を示さず、「一覧表」においても賤称語に振り回されている行政対応は、人権認識を歪め、偏見を助長し、問題解決を阻害することになる。また、長年にわたってこのような取り扱いを行い、一覧表を公表してきたことを総括すべきである。その上で、具体的成果や前進があったのかどうかなどを検証し、公表すべきである。

(県)

県としては、いわゆる一覧表は「人権の実態」を作成するための基礎資料として整理しているものです。

「人権の実態」は、高知県人権尊重の社会づくり条例第2条第2項に基づき、県民の人権意識の高揚を図るために公表しています。同和問題に限らず、女性、子ども、高齢者等、身近に存在している差別に気づき、改めて考える機会としてもらうことにより、人権意識の高揚が図られ、啓発にもなると考えています。

(団体)

「意識」は何らかの原因があって、その結果生まれるものである。したがって、取り組むべき課題は、原因の除去・解決である。そこに目を向けずに、結果のみを「差別事象」として問題視する「行政姿勢」は本末転倒である。またそれは、憲法が保障する内心の自由に対する侵害でもある。「意識」を問題視する行政啓発を改め、本来の任務である条件整備・環境改善に専念すること。

(県)

同和問題は、そこに生まれたという、ただそれだけの理由によって人権が侵害される、いわれのない差別といわれているように、誤った理解・認識に基づく差別であると認識しており、正しい認識を身につけ、理解することが大事と考えています。

また、正しい知識を伝えていく啓発は、内心の自由に対する侵害にはあたらないと考えています。

差別意識の解消が同和問題の解決に繋がっていくと考えています。